

保護命令

加害者が近寄ってこないようにしたい。

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに限ります。

保護命令は以下の種類があります。

被害者への 接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかすことを禁止する命令です。

期間は6か月です。



被害者の子又は親族 等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかすことを禁止する命令です。

期間は6か月^(※2)です。

- ※1 対象は
- 1.被害者と同居する被害者の未成年の子ども
 - 2.被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。
- ※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。

期間は6か月^(※3)です。

- ※3 対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手に対する申立てもできます。命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

保護命令の申立て

地方裁判所に
申立てをします。

申立書には、

- 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- 被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情(同居の子どもへの接近禁止命令を申し立てる場合)
- 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者への接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情(親族等への接近禁止命令を申し立てる場合)
- 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等

を記載します。

※詳細は配偶者暴力相談支援センター等にご相談下さい。

配偶者暴力相談支援センターや警察に相談していない場合は？

暴力等を受けた状況などを記載した書面を作成の上、公証人役場に行き、書面の認証を受け、その書面を申立書に添付します。



※**公証人**: 公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員です。業務は公証人役場で行っていますが、詳しくは最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

手数料: 公証人による認証についての手数料の額は11,000円です。

通 報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)



国や地方公共団体は

○主務大臣※による基本方針及び都道府県による基本計画の策定

※内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣

○市町村による基本計画策定の努力義務

○職務関係者に対し必要な研修等を行うこと(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)

○教育及び広報啓発に努めること

○調査研究の推進に努めること

○人材の養成及び資質の向上に努めること

○民間団体の援助に努めること

などとなっています。



関係機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、都道府県又は市町村の関係機関は、被害者の保護のため、相互に連携を図ります。